

# 第4期第5回横浜市子ども・子育て会議〔放課後部会〕

日時：令和2年9月7日（月）

18：30～20：30

場所：横浜市役所 18階

みなと1・2・3会議室

## 議事次第

### 1 開会

### 2 青少年部長あいさつ

### 3 議事

- (1) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
- (2) 放課後キッズクラブ事業について

### 4 閉会

#### 【配布資料】

- 資料1 横浜市子ども・子育て会議 放課後部会委員名簿
- 資料2 横浜市子ども・子育て会議 放課後部会事務局名簿
- 資料3 横浜市子ども・子育て会議条例
- 資料4 横浜市子ども・子育て会議運営要綱
- 資料5 令和元年度 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
- 資料5－2 令和元年度横浜市子ども・子育て計画点検・評価案
- 資料6 放課後キッズクラブ事業の見直し

## 横浜市子ども・子育て会議 放課後部会 委員名簿

◎: 部会長    ○: 職務代理者  
 【敬称略 50音順(委員及び臨時委員ごと)】

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	文教大学人間科学部 准教授	○ あおやま てっぺい 青山 鉄兵	
2	千葉敬愛短期大学 学長	◎ あかし よういち 明石 要一	
3	横浜市PTA連絡協議会 副会長	いづか のぼる 飯塚 昇	
4	市民委員	くまがい ひろのが 熊谷 浩伸	
5	横浜市青少年指導員連絡協議会 委員	へんみ しんいち 辺見 伸一	
6	横浜市民生委員児童委員協議会 栄区主任児童委員連絡会 代表	みやさき りょうこ 宮崎 良子	
7	横浜市小学校長会 副会長	おがた かつゆき 緒方 克行	臨時委員
8	横浜市子ども会連絡協議会 鶴見区子ども育成会連絡協議会 会長	くどう はるじ 工藤 春治	臨時委員
9	横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課 首席指導主事	せこ まさき 世古 正樹	臨時委員
10	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	みやなが ちえこ 宮永 千恵子	臨時委員

※任期は令和2年10月31日まで

## 横浜市子ども・子育て会議 放課後部会 事務局名簿

所 属	氏 名
こども青少年局	
青少年部長	遠 藤 寛 子
放課後児童育成課長	松 原 実 千 代
放課後児童育成課担当係長	大 岩 真 人
放課後児童育成課担当係長	北 川 博 之
放課後児童育成課担当係長	唐 澤 英 和
放課後児童育成課担当係長	田 邊 吉 広
企画調整課長	谷 口 千 尋
企画調整課企画調整係長	三 堀 浩 平
青少年育成課長	金 子 利 恵
青少年育成課担当係長	富 田 倫 子
教育委員会事務局	
教育政策推進課 担当課長	石 田 恵 実 子
教育政策推進課 担当係長	大 濱 隼

(平成 27 年 4 月 1 日施行版)

## 横浜市子ども・子育て会議条例

## (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。)第 77 条第 1 項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 25 条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

## (所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
  - (2) 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市条例第 46 号)第 4 条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
  - (3) その他支援法第 6 条第 1 項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

## (組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

## (臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

## (委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 7 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第 6 条第 3 項の規定は部会長の職務について、前条(第 1 項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第 6 条第 3 項並びに前条第 1 項本文及び第 3 項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第 6 条第 3 項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第 2 項及び第 3 項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 9 条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- (委員の任期の特例)
- 2 第 3 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成 28 年 10 月 31 日までとする。

附 則 (平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 横浜市子ども・子育て会議条例第 1 条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則 (平成 27 年 2 月条例第 12 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第 1019 号（局長決裁）  
最近改正 平成 28 年 11 月 1 日 こ企第 310 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第 2 条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

- 2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。
  - (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
  - (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
  - (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
  - (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）

1 項第 3 号関係)

(5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事 (条例第 2 条第 1 項第 3 号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第 3 条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

2 第 1 項の規定は、第 2 条第 3 項について、部会長に準用する。

(会議の公開)

第 4 条 横浜市に保有する情報の公開に関する条例 (平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号) 第 31 条の規定により、子育て会議 (部会の会議を含む。) については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第 5 条 委員長又は部会長は、子育て会議又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

## 令和元年度 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について

### 1 子ども・子育て会議における点検・評価の実施について

横浜市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成 27～令和元年度）を着実に推進していくため、子ども・子育て会議において、各施策・主な事業等の実施状況について、毎年度、点検・評価を行います。

### 2 点検・評価の実施方法

点検・評価にあたっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、施策を推進する過程の評価や必要に応じて市民ニーズの把握等を行うこととし、次の視点から点検・評価を行います。

#### (1) 進捗状況及び有効性に関する段階評価

○進捗状況：各施策における指標、主な事業・取組について、目標値に対する進捗状況を 4 段階で評価します。

A：計画以上に進んでいる。	B：計画どおりに進んでいる。
C：計画より若干遅れている。	D：計画より大幅に遅れている。

○有効性：各施策の主な事業・取組について、利用者、実施事業者からの意見・評価を踏まえ、当該事業・取組が市民生活等の向上にどの程度貢献したかを 4 段階で評価します。

A：市民生活等を向上させることができ、利用者、実施事業者からの評価も高い。
B：市民生活等を向上させることができた。
C：市民生活等を向上させることができたとは言えない。
D：市民生活等を向上させることができず、利用者、実施事業者からの評価も低い。

※有効性の評価にあたり、利用者や実施事業者へアンケートやヒアリング等を行っています。

#### (2) 今後の展開の評価

○施策ごとに計画推進に向けた課題や、新たな行政課題への対応を検討し、これらを踏まえ、主な事業・取組の今後の展開（推進、見直し、休止・廃止）を評価します。

### 3 点検・評価の実施予定

各部会において、所掌する各施策・主な事業等に関する点検・評価を行います。また、総会においてとりまとめを行った後、本市ホームページ等で結果を公表します。

各部会	所掌する基本施策
子育て部会	基本施策 1 及び 3 の一部、基本施策 5 ～ 9
保育・教育部会	基本施策 1 及び 3 の一部
放課後部会	基本施策 1 及び 2 の一部
青少年部会	基本施策 2 の一部及び 4



<参考>各部会の所掌事業について（平成28年11月～）

第4章 施策体系と事業・取組		子育て部会	保育・教育部会	放課後部会	青少年部会
基本施策①	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援	○ ※1	○ ※2	○ ※3	
基本施策②	学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進			○ ※4	○ ※5
基本施策③	障害児への支援	○ ※6	○ ※7		
基本施策④	若者の自立支援の充実				○
基本施策⑤	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	○			
基本施策⑥	地域における子育て支援の充実	○			
基本施策⑦	ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止	○			
基本施策⑧	児童虐待防止と社会的養護体制の充実	○			
基本施策⑨	ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進	○			

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する 5年間の量の見込み、確保方策		子育て部会	保育・教育部会	放課後部会	青少年部会
保育・教育に関する施設・事業(保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)			○		
妊婦に対して健康診査を実施する事業		○			
乳幼児家庭全戸訪問事業		○			
子育て短期支援事業		○			
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業		○			
病児保育事業		○			
利用者支援に関する事業		○ ※8	○ ※9		
時間外保育事業			○		
放課後児童健全育成事業				○	
地域子育て支援拠点事業		○			
一時預かり事業 子育て援助活動支援事業		○ ※10	○ ※11		

- ※1 病児保育
- ※2 保育・教育全般
- ※3 放課後施策
- ※4 放課後施策、プレイパーク
- ※5 放課後施策、プレイパークを除く
- ※6 障害児施策全般
- ※7 障害児保育・教育
- ※8 全体調整+地域子育て支援拠点
- ※9 保育・教育コンシェルジュ
- ※10 乳幼児一時預かり、子育てサポートシステム等
- ※11 一時保育、幼稚園預かり保育等

【基本施策②】学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

■これまでの主な取組

- 46校ではまっこふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換を行い全校設置を完了させるとともに、51か所の放課後児童クラブの分割・移転を支援するなど、安心・安全な子どもたちの放課後の居場所を充実させました。
- 市内25か所のプレイパークにおいて、延べ1,169回の活動支援を行い、公園の特徴を生かした普段できない遊びや活動機会を提供しました。

■取組による成果

- 放課後キッズクラブへの転換や放課後児童クラブの分割・移転により、留守家庭児童の放課後の居場所を充実させることができました。
- 生き生きと自由に遊べる体験活動を充実させたことで、子ども・青少年が心身共に健やかに成長できる環境づくりを推進しています。

■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

- 放課後キッズクラブの全校設置が完了したことを踏まえ、放課後児童健全育成事業所の職員の人材育成や放課後施策の検討等、質の向上に向けた取組を引き続き進めます。
- 引き続き、プレイパークの活動を支援することで、より豊かな遊びの環境づくりを推進し、地域とともに子ども・青少年の健全育成を図っていきます。

<指標> ※基本施策①の指標を掲載

No.	施策	指標	計画策定時	元年度末の目標	<元年度の振り返り>		所管課
					元年度末時点	進捗状況	
3	1	放課後19時までの居場所づくり ①放課後キッズクラブの整備率 ②必要な分割・移転を終えた放課後児童クラブの割合	①26.0% ②8.0% (25年度)	①100%(全校) ②100%(分割・移転を終えた全クラブ)	①100% ②92.5%	B	放課後児童育成課

<主な事業・取組>

No.	施策	確保方策	事業・取組名	目標	計画策定時	元年度末の目標	【直近の状況】		進捗状況	元年度の取組	元年度予算額(千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
							元年度目標値	元年度末時点							
3	2	☆	放課後児童育成事業(基本施策①の再掲)	①留守家庭児童対応の定員数(登録児童数) ②放課後キッズクラブの実施校数 ③必要な分割・移転を行う放課後児童クラブ数	①11,761人 ②89校 ③12クラブ (25年度)	①24,618人 ②全校 ③必要な分割・移転を終えた全クラブ	①24,618人 ②全校 ③必要な分割・移転を終えた全クラブ	①23,585人 ②340校(全校) ③124クラブ	B	増加する留守家庭児童に対応するため、はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換を46校実施し、放課後の子どもたちの居場所を確保した。また、放課後児童クラブについては、移転、分割に係る支援の拡充等により、新たに51か所が基準適合した。また、必要な分割・移転を終えていない12クラブのうち7クラブは、元年度末の時点で、2年度以降の適合の目途が立っている。	8,819,075千円	B	【放課後キッズクラブ】 昨年度に実施した保護者アンケートでは、子どもが「楽しい」「やや楽しい」と言っている割合は約8割と多い。子のために保護者が望むことでは「宿題をする学習習慣」や「イベント・行事を通じた非日常的な体験・活動」、「子どもが主体的に遊べる時間」が挙げられている。また、保護者が不安に感じることで「施設や活動場所が狭いため、子どもが伸び伸びと遊べていない」が最も多く、その傾向は留守家庭児童の保護者のほうが強く出ている。なお、おやつに関する時間は、16時が適当・妥当という声が多く聞かれた。事業者からは、「人材の確保が難しく、利用者の増加や長期休業に伴う職員配置が困難」、「施設面での課題として活動スペースが狭い」といった声が続き寄せられている。 【放課後児童クラブ】 面積基準に適合する施設に移転したことにより、「児童の活動スペースが広くなり、ゆとりを感じられるようになった」との意見があった。また、「移転に伴い設備環境の向上も図られ、快適性を感じられる」との声もあった。一方で、「移転により児童が通うのが大変になってしまった」との意見もあった。	推進	放課後児童育成課
4	2		プレイパーク支援事業	活動支援回数	1,145回 (年間延べ) (25年度)	1,240回 (年間延べ)	-	1,169回	C	元年度は市内25か所において、延べ1,169回の活動支援を行った。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月末以降の開催が休止となった。	32,121千円	A	利用者からは、「普段体験できない遊びが体験できる」「アットホームで、親も自然体になれる。親戚も友人もいない町で一人じゃないと思えた」との声があり、貴重な遊びの場及び地域交流の場となっている。事業者からは、認知度の向上と、プレイパークの運営に係る自己資金の確保が課題であるとの意見があった。	推進	放課後児童育成課

# 放課後キッズクラブ事業の見直し

---

令和2年9月7日 子ども子育て会議 放課後部会

# 部会の内容

---

- 1 前回のおさらい
- 2 質の向上に向けた取組について
- 3 次回の内容(予定)

# 1 前回のおさらい

## 放課後キッズクラブの概要

		放課後子供教室(利用区分1)	放課後児童健全育成事業(利用区分2)
役割		遊びの場	遊びの場+生活の場
利用条件		当該小学校に通学している児童及び当該小学校区に居住している児童	「放課後子供教室」の条件に加え、 <u>留守家庭児童</u> であること。
利用時間		平日:放課後～ <u>17時まで</u> 土曜日及び学校休業日: 8時30分～ <u>17時まで</u>	平日:放課後～ <u>19時まで</u> 土曜日及び学校休業日: 8時30分～ <u>19時まで</u>
利用料		無料	月額5,000円+おやつ代
登録 人数	H31年4月 【294クラブ】	68,949人	8,566人
	R2年4月 【340クラブ】	48,492人	14,013人
所管省庁		文部科学省	厚生労働省

# 1 前回のおさらい

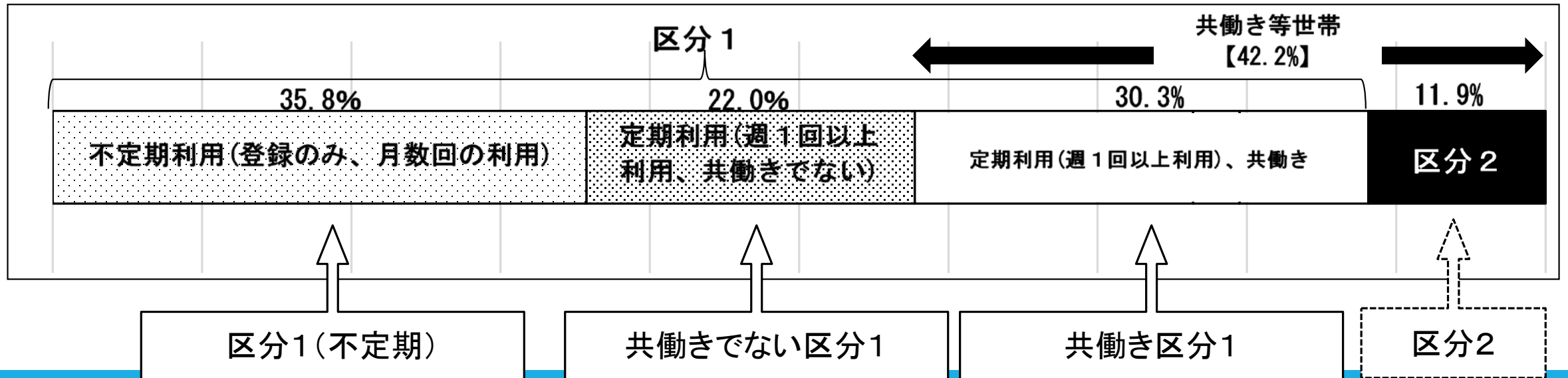
---

放課後キッズクラブの質の向上に取り組むため、(1)子どもの育成支援、(2)保護者ニーズ、(3)活動環境、(4)安定的な運営の4つの検討の視点に加え、

新型コロナウイルス感染症に伴う「新しい生活様式」を踏まえ、見直しに取り組むことを、共有させていただきました。

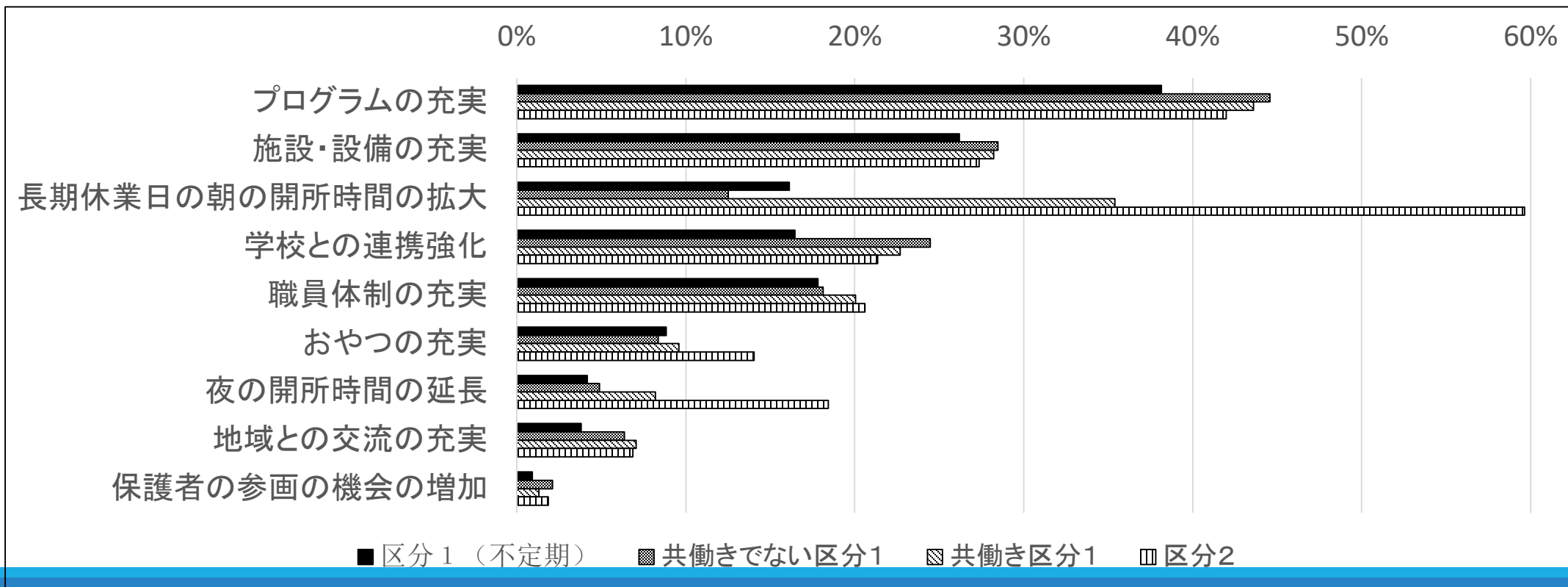
# (1) 子どもの育成支援の視点

H30年度のニーズ調査では、17時までの「遊びの場」として利用する児童の中に、留守家庭と見込まれる共働きであることが確認できました。



## (2) 保護者ニーズの視点

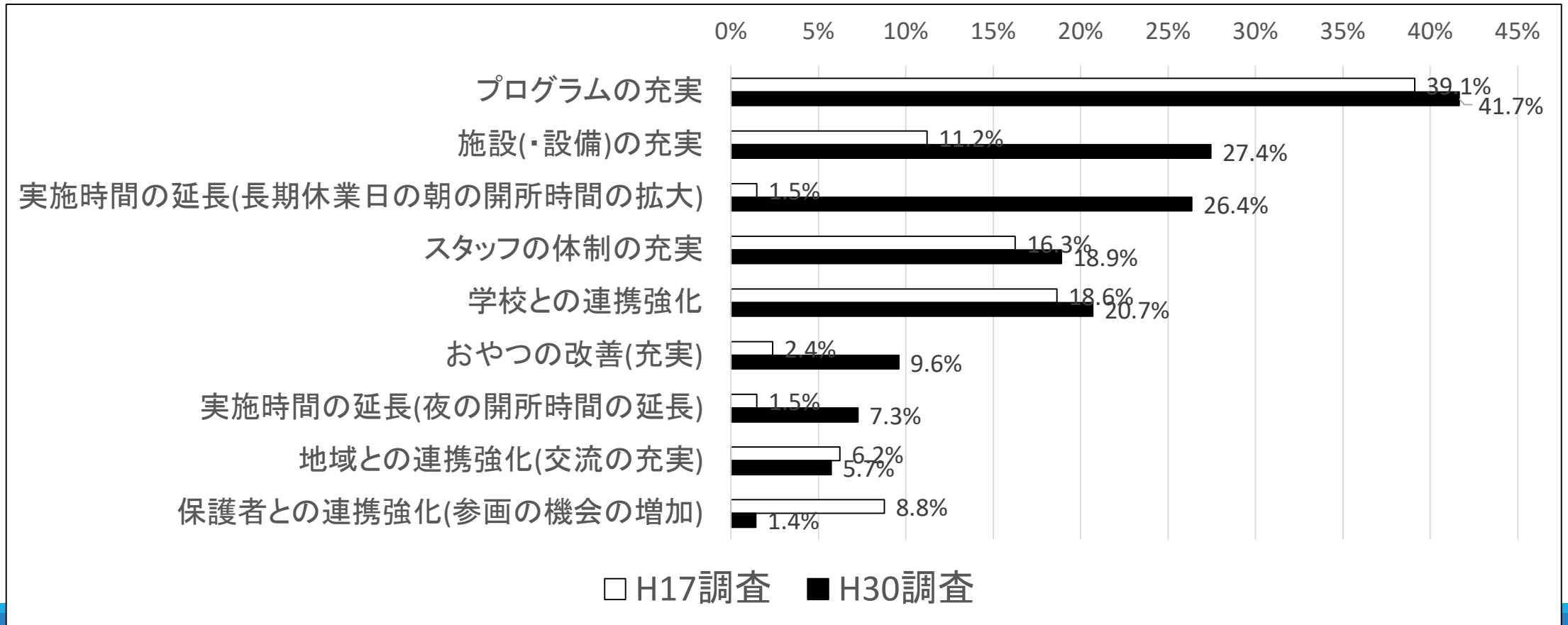
保護者ニーズを「区分1(不定期)」、「共働きでない区分1」、「共働き区分1」、「区分2」で集計





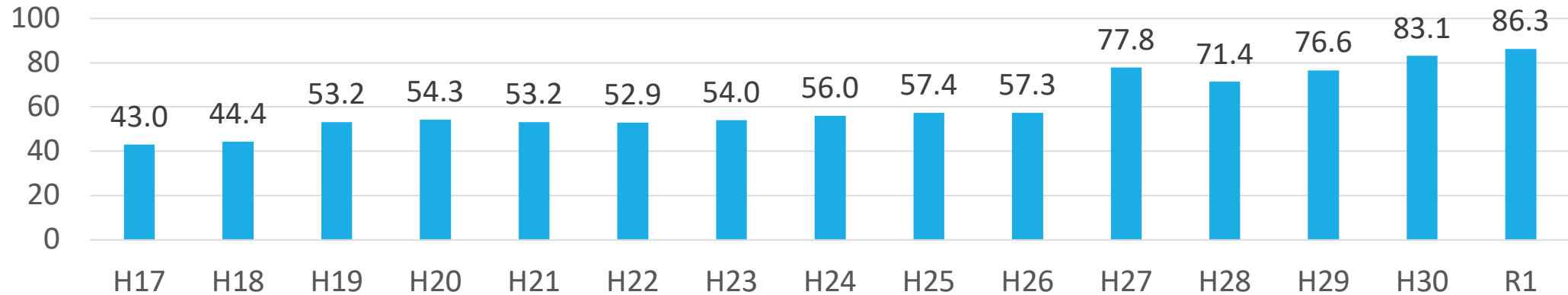
## (2) 保護者ニーズの視点

キッズクラブに望むこと(H17とH30の比較)



## (3) 活動環境の視点

### ① 1クラブあたりの平均利用児童数 推移(4月時点)



### ② 1クラブあたりの利用区分2登録児童数 推移(4月時点)

H21 19.1人、H26 21.5人、R1 29.1人、R2 41.1人

## (4) 安定的な運営の視点

---

株式会社理究キッズ 73クラブを運営する法人として感じること

- ①運営法人間の差の解消
- ②保護者がキッズクラブに関心を持ち、参画できる仕組みづくり
- ③児童の健全育成には有能な人材確保が絶対条件
- ④保護者ニーズ「学習支援」の検討

## (4) 安定的な運営の視点

---

公益財団法人よこはまユース 事業開始当初からキッズクラブ事業に携わる法人として感じること

① 児童・保護者の変化

② 現場業務の負担増

③ 学校との関係・活動場所

④ 利用児童数が増えている中で、運営主体が必要だと感じている支援

⑤ 地域立ち上げ法人の課題(地域立ち上げ法人の支援業務より)

## 【参考】放課後キッズクラブ・放課後児童クラブにおけるIT等を活用したサービス提案

共創フロント(民間事業者の皆さまから公民連携に関する相談・提案をいただく窓口)を通じて、放課後事業におけるIT等を利用した事務処理のシステムを提供できる民間事業者を募ったところ、複数者からの提案があり、現在3者と協定を結び、各クラブへ情報提供をしています。

97	<a href="#">放課後キッズクラブ・放課後児童クラブでの魅力あるイベント・プログラムの提案・実施について (PDF: 338KB)</a>	<p>横浜市には、小学生の放課後の居場所として「放課後キッズクラブ」と「放課後児童クラブ」があります。</p> <p>民間ノウハウを活かしながら、子どもの社会性や自主性、創造性を育むことができるイベント・プログラムを募集します。</p>	随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後キッズクラブ事業</li> <li>・放課後児童クラブ事業</li> </ul>
96	<a href="#">放課後キッズクラブ・放課後児童クラブにおけるIT等を活用したサービス提案 (PDF: 460KB)</a>	<p>横浜市には、小学生の放課後の居場所として「放課後キッズクラブ」と「放課後児童クラブ」があります。</p> <p>放課後キッズクラブや放課後児童クラブを利用する児童の安全・安心のため、IT等を活用し、児童の入退時間を管理できること、また、その情報を保護者と共有できる仕組みの提案を募集します。</p>	随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後キッズクラブ事業</li> <li>・放課後児童クラブ事業</li> </ul>

## 【参考】放課後キッズクラブ 運営法人について (令和2年4月1日時点)

①運営種別 (令和2年4月1日時点)【再掲】

	法人数	
NPO	94	81.7%
地域立上げ	85	73.9%
株式	11	9.6%
社会福祉	7	6.1%
公益財団	2	1.7%
一般財団	1	0.9%
学校法人	0	0.0%
計	115	100.0%

②運営箇所数が5クラブ以上の法人数(10法人)【再掲】

法人名	ヶ所数
(株) 理究キッズ	73
(公財) よこはまユース	26
NPO法人 Woodcraft	25
(株) 学研ココファン・ナーサリー	21
(株) 明日葉	18
(株) スマイルクルー	17
(公財) 横浜YMCA	8
NPO法人 ソーシャルキッズラボ	8
NPO法人 教育支援協会南関東	7
NPO法人 こらぼネット・かながわ	5

③運営箇所数が1~4クラブの法人数(105法人)

	1クラブ	2クラブ	3クラブ	4クラブ	合計
NPO	79	6	3	2	90
地域立上げ	75	1	3	1	80
株式	3	2	2		7
社会福祉	4	3			7
一般財団	1				1
合計	87	11	5	2	105

## 放課後児童育成事業人材育成研修について

---

人材育成研修は放課後事業に携わる職員が必要な知識の習得や課題・事例の共有などを行い、職員の資質向上を図ることを目的として実施しています。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、実施方法を見直した上で、22講座 計32回の研修を実施しています。

### ●令和2年度の主な内容

児童虐待の防止と対応、児童発達理論、こどもの対応、職員のメンタルヘルス・セルフケア、保護者との関わり・連携 など

## 2 質の向上に向けた取組について

---

- (1) 現状を踏まえた課題
- (2) 見直しの方向性
- (3) その他検討事項



# (1) 現状を踏まえた課題

---

### ア 保護者ニーズへの対応

留守家庭児童等と見込まれる世帯(全体の42.2%)は、適切なおやつの提供時間や学習時間の設定など「生活の場」の強化を求める傾向にあります。

また、全体として「プログラムの充実」、「長期休業日の朝の開所時間の拡大」を望む声が多くあります。

### イ 留守家庭児童等への支援不足

留守家庭児童等と見込まれる世帯のうち、区分2の登録はその1/4(11.9%)に留まっています。このため、区分1を利用している残りの3/4(30.3%)の児童に対して留守家庭児童等に必要な「生活の場」を提供し健全な育成を図ることが十分できていません。

# (1) 現状を踏まえた課題

---

### ウ 運営法人からの要望への対応

保護者の意識の変化や、業務の増加(配慮が必要な児童の増加への対応等)などに伴い職員の負担が増加しているため、事務の効率化や、補助金事務の簡素化、人材確保などの要望が運営法人から求められています。

### エ 潜在的なニーズ・新型コロナウイルス感染症に伴う対応

現在、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、区分1の利用日数や時間を制限しています。その結果、短時間の利用を必要とする方が区分2に登録することになり、令和2年度の区分2登録者が約1.4倍に急増するなど、潜在的な留守家庭児童の存在や短時間利用のニーズが浮き彫りになっています。

## (2) 見直しの方向性

---

令和4年度に向け、「遊びの場」、「生活の場」それぞれの事業内容の一層の強化や、区分2の中に「新区分」を設け、利用区分を明確化します。

さらに、利用者のニーズや運営法人からの要望を踏まえることで、質的充実と安定的な運営を実現できるよう、取り組めます。

## (2) 見直しの方向性

---

### ア 「生活の場」の充実

留守家庭児童等に「生活の場」を提供し健全な育成を行うため、おやつ時間の前倒し(17時⇒16時)や、学習時間を設けるなど、生活リズムを身に付けることができるよう支援を強化します。また、区分2の中に利用ニーズに対応した短時間利用の料金設定とする「新区分」を創設します。

### イ 「遊びの場」の充実

キッズクラブを利用する全ての子どもたちに、より一層充実した体験・創作活動等を提供できるよう、プログラムの内容・実施回数等を底上げします。

## (2) 見直しの方向性

---

### ウ 現行区分の見直し・役割の明確化

「生活の場」の充実のために、「遊びの場」である区分1の利用は16時まで短縮します。また、「遊びの場」としての利用がほとんどない土曜日の区分1は廃止し、区分2のみの利用とします。

### エ 運営法人の安定化に向けた支援

職員がしっかりと児童に向き合うことができ、生き生きと働くことができるよう、運営法人からの要望が強い「制度の見直し」、「人材の確保」等を行うことで、質の向上と事務の効率化を図ります。

## (2) 見直しの方向性

---

オ 「新しい生活様式」等への対応

猛暑時の熱中症予防や、新型コロナウイルス感染症の中においても安全に過ごすことができる居場所とするために、多くの児童の受入が困難な場合は、「遊びの場」である区分1の利用は制限することとします。

## (2) 見直しの方向性

		現状		見直しの方向性(下線が変更点)			
		放課後子供教室 区分 1	放課後児童健全育成事業 区分 2	放課後子供教室 区分 1	放課後児童健全育成事業 新区分	放課後児童健全育成事業 区分 2	
役割		遊びの場	遊びの場+生活の場	遊びの場 (充実)	遊びの場 (充実) +生活の場 (充実)		
利用時間	平日	放課後～午後 5 時	放課後～午後 7 時	放課後～ <u>午後 4 時</u> ( <u>コロナや猛暑等の状況下では利用制限も</u> )※	放課後～ <u>午後 5 時</u>	放課後～午後 7 時	
	土・長期休業日	午前 8 時 30 分～ 午後 5 時	午前 8 時 30 分～ 午後 7 時	①土：原則廃止 ②長期休業日： <u>1～2 時間程度</u>	午前 8 時 30 分～ <u>午後 5 時</u>	午前 8 時 30 分～ 午後 7 時	

※ 令和 2 年 7 月以降は感染防止を踏まえて、区分 1 は最大 90 分、利用制限を行うなど限定的に実施中

## (3) その他検討事項

---

4年度に向けて、その他ニーズが高い要望について引き続き検討していきます。

また、運営主体・保護者との意識共有をする上で必要な考え方を示した「放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方(平成26年10月改定)」の改訂し、放課後児童健全育成事業の推進に取り組みます。

あわせて、キッズクラブにも放課後児童クラブにも共通する事項(人材育成・確保、運営に関する支援等)は、同時に見直しを実施します。



### 3 次回の内容(予定)

---

- ・質の向上に向けた取組みの検討
- ・「放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方」の改訂に向けた検討